

特定建設作業

■ 特定建設作業について

詳細につきましては各種法令をご確認ください

騒音規制法および振動規制法では、建設工事として行われる作業で著しい騒音または振動を発生する作業を「特定建設作業」と定めています。特定建設作業の施工者は、特定建設作業実施届出書（以下「届出書」という。）の提出および規制基準（表Ⅰ）の遵守が義務付けられています。

■ 騒音 騒音規制法第2条第3項に基づく同施行令第2条別表第2による特定建設作業

届出対象（下欄の機械を使用する作業）	適用除外項目
1 くい打機 くい抜機またはくい打くい抜機	・もんけん } くい打機をアースオーガーと ・圧入式 } 併用する作業
2 びよう打機を使用する作業	—
3 さく岩機を使用する作業	1日に50m以上移動するもの
4 空気圧縮機	電動式のもの 定格出力が15kWに満たないもの さく岩機の動力として使用するもの
5 コンクリートプラント アスファルトプラント	混練容量が0.45m ³ に満たないもの モルタル用コンクリートプラント 混練重量が200kgに満たないもの
6 バックホウ	環境大臣が指定する低騒音型の機械 定格出力が80kWに満たないもの
7 トラクターショベル	環境大臣が指定する低騒音型の機械 定格出力が70kWに満たないもの
8 ブルドーザー	環境大臣が指定する低騒音型の機械 定格出力が40kWに満たないもの

■ 振動 振動規制法第2条第3項に基づく同施行令第2条別表第2による特定建設作業

届出対象（下欄の機械を使用する作業）	適用除外項目
1 くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	圧入式くい打機、もんけん 油圧式くい抜き機 圧入式くい打くい抜機
2 鋼球	—
3 舗装版破碎機	1日に50m以上移動するもの
4 ブレーカー	手持式ブレーカー 1日50m以上移動するもの

届出

届出書は正本・副本計2部作成してください。

届出書の提出は、作業開始日の7日前（届出日および作業開始日を含まず、中7日以上を指します）までに行ってください。

押印が無い場合、届出書に社名の記載がある担当者の名刺を持参してください。

作業実施期間は最長6カ月程度とし、6カ月を越える期間の作業については、改めて届出書の提出をお願いします。

※日曜休日・夜間の作業は原則禁止されています。

※開始日に終了する作業は届出不要です。

添付資料等の詳細についてはHPをご確認ください。



特定建設作業に係る規制基準（表Ⅰ）

作 業 の 種 類 (下欄の機械を使用する作業)		音量 (デシベル)	振動 (デシベル)	作業時間	1 日における 延 作 業 時 間	同一作業場所の 作 業 期 間	日 曜 休 日 の 作 業
騒 音	く い 打 機	85		午前7時 ゝ 午後7時	10 時間以内	連続6日以内	原則禁止
	く い 抜 機						
	く い 打 く い 抜 機						
	び ょ う 打 機						
	さ く 岩 機						
	空 気 圧 縮 機						
	コンクリートプラント						
	アスファルトプラント						
	バ ッ ク ホ ウ トラクターショベル ブルドーザー						
振 動	く い 打 機	75		午前7時 ゝ 午後7時	10 時間以内	連続6日以内	原則禁止
	く い 抜 機						
	く い 打 く い 抜 機						
	ブ レ ー カ ー						
	鋼 球						
	舗 装 版 破 砕 機						
適 用 除 外	イ 災害非常事態緊急作業 ロ 生命、身体危険防止作業 ハ 鉄軌道正常運行確保作業 ニ 道路法による占用許可条件及び道交法による道路使用許可条件による夜間（休日）指定の場合 ホ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合			イ ロ ハ ニ	イ ロ	イ ロ ハ ニ ホ	
	作業を開始した日に終わる建設作業						

騒音と振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線上において上表に掲げる数値以下であること。

指定建設作業

指定建設作業とは

詳細につきましては各種法令をご確認ください

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」では特定建設作業以外の建設作業で、騒音および振動の発生する作業を「指定建設作業」と定めています。届出の必要はありませんが、環境確保条例では指定建設作業の施工者に対し、勧告基準（表Ⅱ）の遵守を義務付けています。

※日曜休日・夜間の作業は原則禁止されています。

別表第9 指定建設作業（第125条関係）

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機もしくはくい打くい抜機（加圧式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業または穿孔機を使用するくい打設作業
- 2 鋳打機またはインパクトレンチを使用する作業
- 3 さく岩機またはコンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 4 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 5 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 6 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 7 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）またはコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業
- 8 原動機を使用するはつり作業およびコンクリート仕上作業（さく岩機を使用する作業を除く。）
- 9 動力、火薬または鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、または破壊する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッターまたは掘削機械を使用する作業を除く。）

指定建設作業に係る勧告基準（表Ⅱ）

作 業 の 種 類		音量 (デシベル)	振動 (デシベル)	作業時間	1 日における 延作業時間	同一作業場所 の作業期間	日 曜 休 日 の作業
騒 音	穿孔機を使用するくい打設作業	80		午前 7 時 ～ 午後 7 時	10 時間以内	連続 6 日以内	原則禁止
	インパクトレンチを使用する作業						
	コンクリートカッターを使用する作業						
	掘削機械を使用する作業						
	締固め機械を使用する作業						
	コンクリート搬入作業						
	はつりおよびコンクリート仕上作業						
	解体または破壊作業	85					
振 動	圧入式くい打機、油圧式くい打機等を使用 するくい打設作業		70	午前 7 時 ～ 午後 7 時	10 時間以内	連続 6 日以内	原則禁止
	ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業						
	掘削機械を使用する作業		65				
	空気圧縮機を使用する作業		70				
	締固め機械を使用する作業		75				
	解体または破壊作業						
適 用 除 外	イ 災害非常事態緊急作業			イ ロ ハ ニ	イ ロ	イ ロ	イ ロ ハ ニ ホ
	ロ 生命、身体危険防止作業						
	ハ 鉄軌道正常運行確保作業						
	ニ 道路法による占用許可条件および道交法による道路使用許可条 件による夜間（休日）指定の場合						
	ホ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合						
作業を開始した日に終わる建設作業							

（注）1 騒音と振動の大きさは、指定建設作業の場所の敷地境界線上において上表に掲げる数値以下であること。

2 コンクリート搬入作業は、大型車両の通行規制地域において午前7時～午後9時。

注 意 事 項

建設作業に伴う騒音・振動はレベルも高く、周辺への影響も大きいため、事前の対応をおこたるとトラブルに発展する場合があります。

このため、施工業者および工事発注者の方は、届出の実施、規制基準の遵守だけでなく、次の点にも十分配慮して工事を行ってください。

周辺住民に対して

- 工事実施前に工事現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業時間、防止対策などについてビラの配布や説明会を行うなど十分な説明を行ってください。
- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者を置き、苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処してください。

事前の防止対策

- 工事の実施に当たっては、工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定してください。
- 極力低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械を使用するようにしてください。
- 工事現場周囲には、防音パネル、防音シート等の防音措置をしてください。

その他

- 工事現場への機材の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオなどにより、周辺住民に迷惑をかけないように配慮してください。
- 建設用機械の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努めてください。
- 住民に迷惑をかけないように、従業員教育を徹底してください。
- 解体作業時に発生する粉じんやアスファルト防水作業時の悪臭などにも十分注意して作業してください。
- アスベストの解体・改修の工事の際には、知事の定める遵守事項に従って施工し、アスベストが工事の現場から周辺に飛散しないよう十分注意してください。

問い合わせ先

中央区環境土木部環境課生活環境係

〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号
TEL：03-3546-5404・5405



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。